

設備導入を支援します！

自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）、減量に係る設備機器の整備に対して補助を行います。

事業概要について

1. 事業内容（補助対象事業及び補助対象経費）

（１）自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）及び減量に係る設備機器の整備
※設備の導入にあたり、法令上の許可等が必要な場合は、その取得が補助の前提となります。

（２）補助対象経費

- ①廃棄物の排出抑制、再生利用、減量に必要な設備機器の整備及びそれに伴う施設の整備に要する費用で、機械装置費、施設整備費、委託費等とします（詳細は別表参照）。
- ②次のような事業は補助対象となりません。
 - ・ リース・割賦による整備
 - ・ 他用途への転用が容易な機械装置
 - ・ 既存施設・設備の更新

別表 補助対象経費

機械装置費	機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付け又は修繕に要する経費
施設整備費	機械装置に附随して必要となる建築物又は構築物の整備に関する経費 ※ただし、機械装置の稼働に必要不可欠で、かつ、一体的に整備されるなど、補助対象として適切な最小限のものに限る。
委託費	設計、環境調査などの委託に要する経費
その他経費	その他設備機器の整備にあたり知事が必要かつ適当と認める経費

※消費税は補助対象外とする。

2. 補助対象者

（１）県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」といいます。）。

（２）直接又は間接の構成員の２／３以上が県内事業者で構成される法人格のある団体

＊法人格のある団体には、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合などが該当します。

3. 補助率及び補助限度額

補 助 率 １／４以内

補助限度額 １，０００万円（県の予算の範囲内で交付）

4. 応募手続き

（１）補助事業制度の説明

日 時 ：随時、事前に連絡の上、必ず下記受付期日までにお越しください。

（１時間程度、事業内容についてもお伺いします。）

受付場所 ：下記に同じ

（２）補助事業計画書等の提出

①提出書類

（ⅰ）設備導入計画書

（ⅱ）添付書類：事業計画書、事業者概要書、最近２年間の財務諸表、定款（法人の場合）、法人登記簿の謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人事業者の場合）、納税証明書（法人にあっては法人県民税及び法人事業税、個人にあっては、住民税及び個人事業税）

②受付期間及び受付場所

受付期間：令和７年８月２９日（金）まで

（後日、審査会でプレゼンテーションを行なっていただきます。）

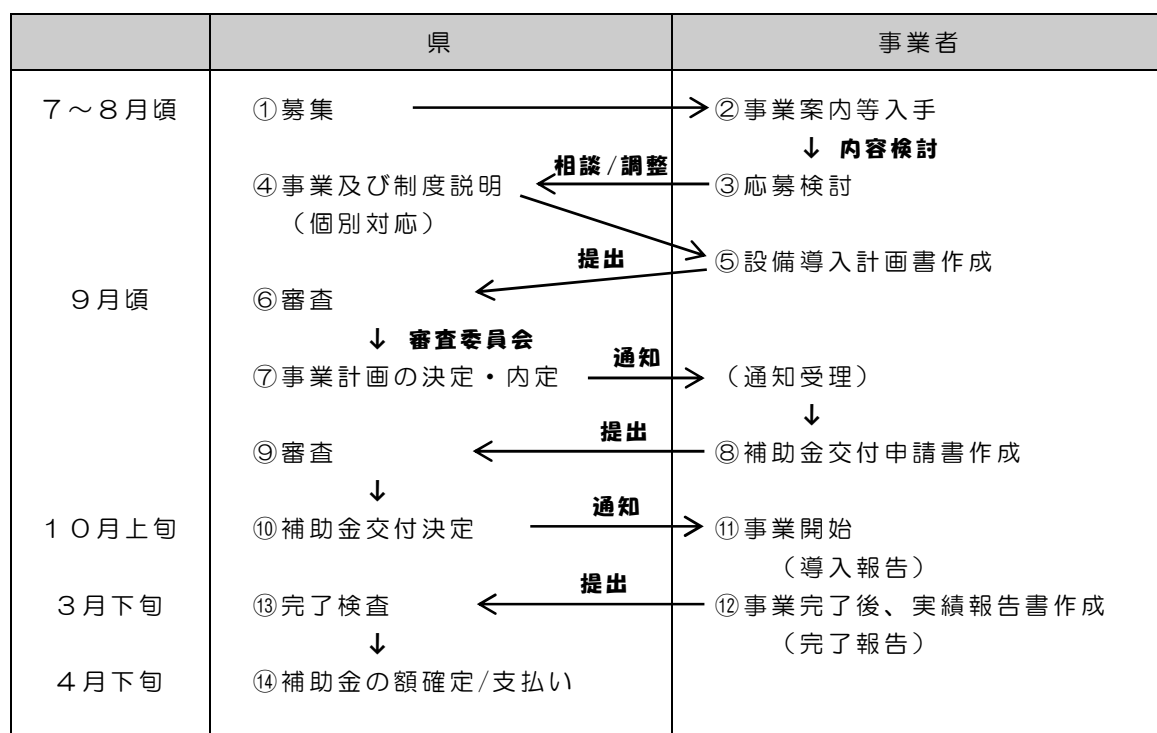
受付場所：奈良県環境森林部廃棄物対策課一般廃棄物係（県庁本庁舎２階）

TEL：0742-27-8746（直通） FAX：0742-22-7482

<https://www.pref.nara.jp/12646.htm>

* 提出書類は直接持参してください。提出書類の郵送・宅配便等による受付はいたしません。

５．補助金事務の流れ（事業スケジュール）



６．補助採択可能な事業計画の決定手続

（１）事前審査（７月～８月頃）

担当課において、提出のあった設備導入計画書の内容について、電話、文書照会、訪問等により説明を求めるなどして事業実施の確実性、妥当性（補助対象事業・補助対象経費として妥当かどうか等）について審査いたします。なお、事前審査に必要な資料を追加で提出していただく場合があります。

（２）審査委員会における評価（９月頃）

関係分野の専門家・有識者で構成する「奈良県産業廃棄物排出抑制等補助金審査委員会」において、設備導入による費用対効果などについて（申請者のプレゼンテーションにより）審査、評価を行います。

（３）事業計画の決定（１０月上旬）

審査委員会において、採択基準を満たす評価を受けた設備導入計画が補助金の交付対象となり、予算の範囲内で補助金交付予定金額を内定いたしますので、内定通知に基づき補助金交付申請書を提出していただくことになります。

7. 補助事業者 に課される義務

補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業内容の変更、廃止等をしてしなければならない事情が発生した場合には、速やかに報告するとともに、知事の承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理関係の証拠書類及び業務日誌等を整理し、補助事業終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 次の報告書を提出しなければなりません。
 - a 補助事業の導入完了届（導入報告）
 - b 補助事業の実績報告書（完了報告）
 - c 補助事業終了後の経過報告（補助事業終了後5年間）
- (4) 補助事業者は、新たな設備の導入による産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、減量に努めなければなりません。
- (5) 設備の処分により利益を生じた場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない場合があります。
- (6) 補助事業により取得した機械等の財産は、補助事業終了後も適切に保管しなければなりません。また、別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときには、事前に知事の承認を受けなければなりません。

8. その他注意事項

- (1) 審査委員会では、申請者から事業実施計画の内容についてプレゼンテーションしていただきます。
- (2) 補助事業の円滑な遂行とともに、適正な事務処理（業務日誌等の作成、見積書・納品書・請求書・領収書等支出証拠書類の整理、帳簿等の整理、総勘定元帳への記帳など）に努めてください。
- (3) 補助事業者については、企業名、所在地、事業テーマ等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 企業活動において関係法令等を遵守されていないと疑われる場合には、補助事業が活用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 補助対象経費の額は、他の補助制度による補助金額を除いた額とします。
- (6) 補助金の支払いは補助事業終了後、実績報告書等の書類の審査及び現地調査により、実施結果が交付決定の内容に適合すると認められ、交付すべき補助金が確定した後に支払うこととなります（精算払いとなるので、事業遂行にあたっては、いったん事業者において補助金相当額を立て替えていただくことになります。）。